

学生の皆さんへ

派遣・認定留学（2023年度春学期留学開始分）の実施基準について

本学では、学生の健康と安全を守る目的を以て、留学制度の実施基準を、渡航先の国・地域における外務省発出の危険情報（治安）レベルおよび感染症危険情報のレベルが共に4段階中レベル1（十分注意してください。）以下としています。

昨今、国内外において新型コロナウイルス感染症への対応策が蓄積され、また、国・地域によっては、ワクチン接種計画の進行や、重症者数の減少などの感染状況の改善に伴い、日常生活における規制緩和が段階的に進むなどの状況改善がみられます。これらの状況を踏まえ、2022年度春学期留学開始分の派遣・認定留学より実施基準を緩和し、渡航留学を再開しております。

2023年度春学期留学開始分の派遣・認定留学につきましても、2022年度と同様に、下記の付帯条件を満たした上での渡航留学を許可することといたします。

記

<実施基準（2022年度春学期改正）>

外務省発出の危険情報（治安）レベルおよび感染症危険情報レベルが共にレベル1（十分注意してください。）以下である。

ただし、新型コロナウイルス感染症を事由として感染症危険情報のレベルが2（不要不急の渡航は止めてください。）または3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））が発出されている国・地域については、付帯する条件を満たす場合に限り必要な手続を経て、渡航をしての留学を認める。

<実施基準の付帯条件>

1. 渡航先の国・地域における感染症危険情報レベル2または3の発出事由が、新型コロナウイルス感染症であること。
2. 留学生および留学保証人が、渡航をしての留学を強く希望していること。
3. 留学先大学が海外からの留学生の受入を許可していること。
4. 渡航先の国において日本および経由地からの渡航に対する入国制限がなく、渡航に必要なビザが発行される等、渡航に支障がないこと。
5. 渡航先国への入国に際する条件や入国後の行動制限、また帰国時の検疫等について対応できることを確認していること。
6. 渡航先で病気等に罹患した場合に、十分な医療を受けられる体制があることを確認していること。
7. 留学生および留学保証人が大学の提示する誓約事項に同意し、大学の定める期日までに「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」を提出すること。

※2023年度秋学期留学開始分以降の扱いについては、適当な時期に改めて検討いたします。

以 上